

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第6回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年6月30日（水） 午前8時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	出
	岡本 坦	中播磨県民局長	出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	欠
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	欠
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成16年 6月30日(水) 開会 8時30分 閉会 11時30分		
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会議事項	1 報告		2 会議結果
	報告第24号	第5回新町建設計画小委員会の開催報告について	承認
	報告第25号	第3回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告について	承認
	2 協議		
	協議第16号	公共的団体等の取扱いについて	承認
	協議第17号	上・下水道事業関係事務事業の取扱い(その1)について	承認
	協議第18号	補助金、交付金等の取扱いについて	承認
	3 提案		
提案第11号	学校教育事業(学校教育関係各種事務事業の取扱い)について	提案	
提案第12号	介護保険事業の取扱いについて	提案	
提案第13号	福祉関係事務事業(その1)保育所関係事務事業の取扱いについて	提案	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年 6月30日		署名委員 高 橋 勝 洋 印 立 岩 三 代 子 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>おはようございます。</p> <p>第6回の神崎町・大河内町合併協議会をご案内を申し上げましたところ、早朝より何かとご予定があったと思いますが、ご出席賜っております。</p> <p>初めに当たりまして、小寺議長さんの方からごあいさつをいただきます。</p>
小寺（議長）	<p>どうも、皆さん、おはようございます。</p> <p>実は、土曜の午前中ということで合併協議会させてもらっておりますが、実は私の方のちょっと都合がございまして、午後にちょっと一宮の方に行くということがございまして、急遽本日は午前の開会にさせていただきます。ということで、皆さん朝早くからご出席をいただきましてありがとうございます。</p> <p>神崎・大河内の合併協議会も、2月に発足をいたしまして、4カ月目にしてようやく第6回目という協議会が開かれることになりました。事務的に少々遅れてはおりますが、今後につきましては多分予定をいたしておりますように1カ月に2回の合併協議会が順調に消化をできると期待をいたしております。</p> <p>また、特に協議内容につきましても、事務分掌等、事務事業等につきましてもある程度提案をされてきておりますが、新町の名称問題とか庁舎問題等につきましては現在も小委員会等で順次協議を行われておりまして、おっつけ提案をされると思っております。</p> <p>ご存じのように、各よその協議会におきましても、来年の3月31日の合併というのが、新しい法案の改正法案が成立をしまして4月1日というように順次変更されておる合併協議会もございまして、当協議会におきましては、今年の3月に提案をされております合併の目標期日が11月1日ということで、今のところまだ一応継続審議ということになっておりますが、第5回の合併協議会の中で特に電算関係につきましても期日の問題等がございまして、できるだけこの大河内・神崎の合併協議会の行く末につきましても早急に合併をするということに、なるべく早く結論づけを出さなければいけない状況が近づいておりますということで、大河内並びに神崎の両町長さんにおかれましては、順次折衝をされておられます。</p> <p>ということで、これにつきましても次の合併協議会の中等では議論が出てくるんじゃないかと私は考えております。</p> <p>ということで、本日につきましては、とりあえず提案をされております議案につきましても、皆様方の活発なるご意見を期待をいたしまし</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>内藤（事務局長）</p> <p>足立（会長）</p>	<p>て、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、足立会長の方からごあいさつをいただきます。</p> <p>おはようございます。</p> <p>梅雨の中休みということ、しばらく晴れ間が見られるようであり ますけれども、まだまだ梅雨明けには至らないようでございます。</p> <p>先月28日でしたが、神崎町柏尾区の児童が過って川に転 落をいたしまして、悲しい結末となりました。その節には、神崎町・ 大河内町の消防団員の皆さんを初め多くの皆さんがご出動をいただき まして懸命の捜索活動を展開をしていただきました。また、大河内町 の内川さん、あるいは神崎町建設業界の方のご協力によりまして捜索 の為の工事ができたわけでございます。</p> <p>そういった様相につきまして見てみますと、まさに町域を越えての 協力でございます、新町ができますとこのような活動が一体的に展 開されるのではないかなということ、感動をいたしました。私はい つもプラス思考で考えてまいりますので、早く合併が達成できればと いうふうに思った次第であります。</p> <p>事象は悲しい出来事でございますけれども、両町のかげ橋になる ことを願って建設をいたしましたしんこう大橋がその場であったこと も何か示唆を得た光景でございます。</p> <p>さて、本日は第6回の神崎町・大河内町合併協議会開催をさせてい ただきましたところ、皆さん方には、早朝にもかかわらずお繰り 合わせご出席を賜り、会議が開催できますことを厚くお礼を申し上げ ます。</p> <p>また、前川兵庫県議会議員様、岡本中播磨県民局長様代理で砂川県 民副局長様、ご出席をいただいておりますが、本当に公務ご予定のあ る中をまげてご出席を賜りました。皆様方には平素格別のご高配を賜 っておりますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>今、議長さんからお話がございましたように、合併予定期限はどん どん経過をしせまっておりまして、私たちといたしましては、やや焦 燥感を抱いておるわけでございますが、今後積極的に議員等の折衝を 行いまして、この合併協議会にできるだけ多くの議題を提出するこ とが可能になるように努力をしてみたいと、このように考える次第 であります。</p> <p>それで、本日の協議会では、新町建設計画小委員会あるいはまた新 町名称・庁舎等検討小委員会からのご報告、それから協議、また新た</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>な提案をさせていただきたいと考えております。</p> <p>何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつといたします。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、お忙しいときにご出席いただいております顧問の前川先生からごあいさつをいただきます。</p>
前川（県会議員）	<p>皆さん、おはようございます。早朝からご苦労さんでございます。</p> <p>今日は第6回神崎町・大河内町合併協議会、皆さん方ご出席のもとに協議されますこと、心から御礼を申し上げます。</p> <p>今、会長からもごあいさつがございました。この合併についてはいろいろ大変なことが非常に多いわけでありますけれども、両町の協力のもとに小異を捨てて大同につくというふうな言葉のとおり、いろいろな問題はあろうけれども、まず大同についていく、そのことからしっかりと進んでいただきたい、そのように思うわけであります。</p> <p>今、既に兵庫県内、多くの市町で合併に向けてそれぞれ努力をされております。先般、養父市が誕生いたしました。そして、私の友人であります佐々木憲二議員が初代市長として就任をされました。先般、お出会いしまして、新しい町が4月1日から始まりまして、選挙は入りますと同時に、当選と同時に市長ということで本当に目まぐるしい時間を過ごしましたという話がございました。</p> <p>しかし、その新しい市を作り上げることによっていろんな課題がある。しかし、それを今の状況、足立会長がおっしゃったようにプラス思考で考えていくんだと。この町を、この市をどのようにまとめていって、そして前進させるのか、そういうことに非常に夢を語っておられました。</p> <p>この大河内・神崎によりまして、新しいまちづくり、村づくりをしっかりとすることによって、新町が早期に立ち上がりますことを心からご期待を申し上げます、ごあいさつにかえさせていただきます。どうも本日はご苦労さんでございます。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日につきましては、上垣博委員さん、藤原昇委員さんからご欠席の連絡ございましたので、ここにご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、議長、議事進行をお願いします。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、議事を進めてまいります。</p> <p>本日の出席ですけれども、欠席届が2名と、もう一名本日まだでございますので、今のところ3名の欠席でございます、28名中25</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
井上委員	<p>名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。</p> <p>ただいまから第6回の神崎町・大河内町合併協議会を開催します。</p> <p>今回の会議録署名委員に、会議運営規程第4条第2項によりまして、高橋勝洋委員、立岩三代子委員をそれぞれご指名申し上げます。</p> <p>それでは、次第にあります議題の順番に従いまして、議事を進めてまいります。</p> <p>まず初めに、報告事項でございます。</p> <p>報告第24号第5回新町建設小委員会の開催報告につきまして、井上委員長より、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>井上委員長、お願いいたします。</p> <p>おはようございます。</p> <p>ただいま第5回新町建設計画小委員会の開催状況をご報告を申し上げます。</p> <p>資料1にまとめていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。</p> <p>第5回の新町建設計画小委員会は、去る6月16日水曜日午後1時30分から、大河内町保健福祉センターで、28名中24名の委員さんの出席を得て開催をされました。</p> <p>会議の内容につきましては、第3回に分科会ごと、またテーマごとにワークショップ方式を提案いただき、それをまとめて、第4回では、各分科会から発表をいただいたところでございます。</p> <p>そこで、第5回は、この発表いただいた結果を踏まえて、整理されたまちづくりの課題についてもう少し掘り下げて積極的な意見交換をしていただきました。</p> <p>2つ目は、合併の必要性につきましては、事務局から、地方分権社会への対応、法律的課題への対応、少子・高齢化、人口減少への対応、厳しい財政状況への対応について説明の後、このことにつきましても、委員さんから貴重な意見をいただきました。</p> <p>3つ目には、新町建設の基本方針につきまして、新町の将来像、まちづくりの将来像として両町が合併することでハート型の形になることや兵庫県の真ん中で心臓部の役割を担うということが期待されることをイメージし、「ハートがふれあう住民自治のまち」と決定する案が事務局から説明され、これにつきまして意見交換をいただきました。</p> <p>以上、熱心に意見交換をいただきましたが、もう少し具体的な内容</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>であってほしい、また将来像にもっと特徴をといた意見もございまして、事務局で点検、見直し、次回7月3日土曜日の小委員会で再度意見交換をいただくことになっております。</p> <p>以上で第5回の新町建設計画小委員会の開催状況の報告を終わります。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、浅田次長、お願いいたします。</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日各委員様方に配付をさせていただいております報告第24号の資料を1枚おめくりいただきたいと思います。</p> <p>第5回の新町建設計画につきましては、先ほど委員長の報告があったとおりでございます。合併協定項目の6番目でございます、合併する市町村においては必ずこの新町の新しいまちづくりの計画、これが義務になっております。</p> <p>したがって、この件につきましても、数えること5回、いよいよ新町建設計画の中核部分に入ってまいったということでございます。</p> <p>去る6月16日は、ここに書いてございますように、3つの大きな項目について委員会を開催をさせていただきました。両町におけるまちづくりの課題、そしてそれらを克服するための合併の必要性、そして新しい町を作っていくための基本方針、これらについて委員さんによる意見交換会を開催させていただきました。</p> <p>まず、まちづくりの課題といたしまして、本当にたくさんの課題があるんですけども、現状分析を行う中で、3つに絞り込みをさせていただきました。</p> <p>まず1点目は、何といたっても両町に大きなエネルギーとしてございます自然という、これらをテーマといたしました自然環境と調和した地域産業の振興ということで、3つの柱。</p> <p>そして2点目に、豊かさ・生きがい・安らぎが感じられる生活環境の創造といった柱についても、3項目についてそれぞれ議論いただいております。</p> <p>そして3点目に、地域への愛着を持ち、地域社会をともに支える人づくりという、こういう子供また地域の皆さん方の社会教育、生涯学習、こういったものを大きな柱といたしまして両町におけます課題点をいろいろご議論いただきました。</p> <p>そして2点目に、合併の必要性ということで協議をいただいたわけ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>なんですけれども、これは当初合併の必要性ということで、1枚おめくりいただきたくなんですけれども、本当に大きな意味での言葉だけしか掲載をいたしておりませんでした。4項目ございます。</p> <p>1点目が、平成12年4月から施行をされております地方分権という言葉、地方分権の一括法ということで、これまで約1,700項目ほどございます法律のうちの3分の1、475項目が権限移譲ということで国の方から地方におろされておるところでございます。こういった地方分権型の社会、いわゆるみずからの町はみずからの手でといった、こういう今後の社会対応、そういった点。</p> <p>2点目には、広域的な課題。これも言葉といたしましては漠然といたしておりますけれども、端的に申し上げまして、ごみとか消防、そういった広域的にされておるもの、また皆さん方のモータリゼーションといいますが、車社会で自分たちの町からたくさん町外に出ておられるといった、こういう現状への対応。</p> <p>また3点目には、何といたっても少子・高齢化、これらの人口減少への対応ということでございます。この高齢化率につきましても、ちなみに県平均、16年の2月県議会18.7%、16年2月の資料ですけれども18.7%でございます。ちなみに、神崎町は25.2%、大河内はそれを超えております28.5%ということで、本年4月に養父市が合併をされて市町村が少なくなっておりますけれども、当時22市66町ある中で神崎町が半分より少し上、大河内は上の方というふうな現実が出ております。ただ、高齢化率が高いからといって、じゃあそれがどう影響するんだといったところまでは、大きな分析をいたしておりません。その地域での統計上の数値でございます。</p> <p>そして4点目に、何といたってもこの協議会でも議論が出ております全国的に厳しい財政状況への対応、三位一体の改革といったことがよく言われております。</p> <p>これらの大きな項目について合併の必要性という中からとらえたところでございます。</p> <p>そして2点目に、合併の効果と課題といったことにつきまして検討をいたしております。これらにつきましても、そこに掲載をさせていただいておりますように、4項目。</p> <p>観光・交流の促進が期待をされます。</p> <p>農林業に係る広域的な取り組みの促進、また新しい産業の創造が期待をされます。</p> <p>3点目に、コンパクトな市街地形成による効率的な公共投資、効果</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>的な人員・施設配置。こういったものが可能になりますよということでございます。</p> <p>そして4点目に、規模の拡大や集落の再編、こういったことにより、地域社会を支える自立心の高い人材・組織の育成が期待されますというあたりを議論いただきました。</p> <p>そして3点目に、一番骨格になります新町の新しい建設、まちづくりの方針と、基本的な方針ということで検討をいただきました。</p> <p>まず1点目に、新町の将来像ということで検討をいただき、その1点目に掲載しておりますように、まちづくりの将来像(案)ということで、私ども事務局とコンサルが協議を重ねてまいりまして、両町は兵庫県のちょうど中央部に位置をしておる、そういうことで大きな心臓部という役割を果たしており、また形がハートに似ておるといようなことから、「ハートがふれあう住民自治のまち」というところでございます。</p> <p>両町は、南北にJR播但線、播但自動車道路、東西には少し離れますけれども中国自動車道路、そういう交通アクセスの面でも優位な立地をしております。そういったところで、新しい町に住めること、また新しい町に訪れられる方、こういったところでも大変いいところではないのかという部分から、いろんな部分での心臓からきれいな浄化した血液を流すような新しい町に作れないかということで、この「ハートがふれあう住民自治のまち」というまちづくりの将来像の案として提案をさせていただいたところでございます。</p> <p>そして、その目標とすべき将来像といたしまして、3点上げさせていただきます。</p> <p>まず、テーマの1つといたしまして、「愛・やさしさ」ということで、これは小さな子供から高齢者の皆さん方まで豊かな愛情・やさしさにつつまれるまちであるということが1点でございます。</p> <p>目標の2番目といたしましては、「命・いきいき」ということで、自然の恵みとともに生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむまちということでございます。</p> <p>そして3点目には、「心・ふれあい」ということで、住民どうしの顔が見え、人と人との心のふれあいが生まれるまちというふうなことをまちづくりの目標としてすればどうかと素案を提案させていただきました。</p> <p>そして、それらを両町の新しい町の構造図という形で、次のページにございますようなゾーンをいろいろ設定させていただきました。本</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>日は図面等で配付をさせていただいておりませんが、こういったゾーン、〔街なか・交流〕、〔自然〕、〔暮らし・産業〕、またいろんな住民の皆さん方の拠点、〔観光交流拠点〕、そういったものをいろんな形で図面に落として検討をいただいたところでございます。</p> <p>そして4点目には、この両町が合併した際の将来的な人口の推移はどうなるのかということでございます。そのあたりで少しコンサル業者と協議をいたしまして、平成7年度、12年度、5年に1度の国勢調査という基本数値をもとに、いわゆる人口をはじき出す一つの要因でございます手法を使いまして、将来の人口見通しを検討してまいります。</p> <p>そして、平成27年で1万1,900人、15年後の平成32年には約1万1,300人という数値が出てまいります。したがって、平成12年当時から見てみますと、両町におきまして、新しい町になっても約2,000人の方が減少するだろうという、そういう統計上では推移が出ております。</p> <p>これらを少しでもいろんな施策で減少させない、また増加をさせていくということで、住宅施策や就業対策の推進、また若者の地域外への流出を防いでいくというふうなこと、対策を講じることによって、合併後15年後の目標将来人口を1万2,000人という形にするというふうなことを前回の小委員会で検討をいただきました。</p> <p>しかしながら、当協議会の小委員会におきましては、両町において住民アンケートをせずに、いわゆる両町で6名ずつの委員さんを選出いただき、その方々に入っていただき、自分たちの町のことは自分たちで何とか課題を見つけ出し、そして新しい町へ将来に向かって作れるような計画づくりをやろうと、自前で作ろうということで検討をしてまいりました。</p> <p>そういった中で、前回の小委員会では、各委員さんから活発なご意見が出てまいりまして、これらのものについて、余りにも見えない部分が多過ぎる、ありきたりの文言、表現でなかなか見えてこないというふうな意見が出てまいりましたので、今回はこの委員会を次回に持ち越そうという形に、いわゆる継続してまいりましょうということで、7月3日土曜日にまた再度この3つの項目につきまして建設小委員会を開催し、次回の協議会の方では一区切りができましたら協議事項としてご提案をし、承認をいただくという計画にさせていただいております。</p> <p>大変長くなりましたが、以上でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまの委員長報告並びに事務局から報告をいただきましたが、何かご質問がございましたらお受けをいたしたいと思います。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>質問がないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>また、この問題につきましては、もう少し項目ごとに内容が固まり次第、協議事項として承認を求めていくこととなりますので、その際はよろしくお願いをいたしたいと思います。</p> <p>次に、報告第25号第3回新町名称・庁舎等検討小委員会の開催報告につきまして、立石委員長及び事務局から報告をいただきます。</p> <p>立石委員長、お願いいたします。</p>
立石委員	<p>失礼いたします。大河内の立石でございます。</p> <p>それでは、第3回の新町名称・庁舎等検討小委員会の開催状況につきまして、簡単にご報告申し上げます。</p> <p>本日配付資料の2にその内容がまとめてございますが、また後ほど事務局から詳しい説明があろうかと思えます。</p> <p>この委員会につきましては、去る6月24日、本場所におきまして開催されております。当日は、10名中9名の出席を得ております。また、正・副会長にもオブザーバーとして出席をいただきました。</p> <p>会議の内容につきましては、まず新町名称の件を議題といたしまして、前回決定しました事項についての再確認を、そして前回から持ち越しになっておりました選定基準の設定をいただいております。</p> <p>また、選定の方法、つまり応募作品の選考の方法についてであります。いろいろとご意見をいただきました結果、第1次選考及び第2次選考につきましては、別に選考組織を設けずに第2小委員会でもって5点程度に絞り込みをした上で、協議会に諮っていくと、つまり提案をしていくということになりました。</p> <p>また、名付け親となった当選者1名または同名を複数の方が応募されて複数当選者が出た場合、それぞれ同じ扱いで何らかの形で記念品もしくは感謝状を含めた配慮をしていく。こういうことが決定されております。</p> <p>その細かな内容については、今後事務局に一任した上で無理のないように、予算の範囲内でできるだけそういったことに気を配ってほしいという委員会の意見を付しまして、そのように決定をいたしております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>浅田（事務局）</p>	<p>この名称につきましては、公募期間をいつにするかというのは、第2小委員会、いわゆる新町建設計画の進捗と合わせて、また総合的な制約の期間を考慮しながら適切にその時期を見きわめて公募にかけると。このことが委員会で決定を見ておりますので、今後事務局とそれから委員会と、十分調整しながら取り計らっていくということが確認されております。</p> <p>次に、庁舎等の事務所の位置に関してでございますけれども、最初に私の方から6月17日に開催されましたところの町長会議の論点をご説明申し上げ、その後改めまして両町の町長の考えを聞かせていただきました。この考えをもとに、5名の委員さんからご意見をいただき、意見交換をやったところではございますが、具体的な取り組みにつきましては次回からの検討委員会で続けていくと、こういうことでございます。いよいよ4回目の小委員会から核心部分の議論が行われると、このように考えております。</p> <p>非常に簡単で雑駁な説明になりましたが、第3回の小委員会の報告を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、浅田次長にお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第25号につきまして簡単にご説明を申し上げます。</p> <p>お手元の配付資料の資料2というところをごらんいただきたいと思います。</p> <p>第3回の検討委員会につきましては、先ほど立石委員長の方から報告があった内容でございます。</p> <p>特に、新町名称の募集に係ります実施要領の骨格を前回はお決めいただいたところでございます。</p> <p>お手元に新町名称の募集に係ります案という形で配付をさせていただいております。1番から10番まで、これらをもとに今後新町名称募集に係りますチラシ等作成、また条件が整った段階で公表していくという準備を進めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>大まかにご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、募集の範囲ですけれども、募集の範囲につきましては、両町、神崎町・大河内町に住所を有する者から公募をいたします。</p> <p>募集のお知らせですけれども、合併協議会だより、また両町の広報紙、ホームページ、新聞、チラシ等でくまなくPRを行いたいということでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>3点目の公募期間につきましては、先ほど委員長の報告のとおりでございます。そこに米印で書いておりますように、条件が整いました段階で公募をかけるというふうにさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、応募方法、応募先ですけれども、協議会の事務局で作成をいたしました応募用紙、またファクス、メール、封書、はがき、ホームページ、これらのものを活用できるものすべてを使いまして応募の方法をとりたいというふうに思います。</p> <p>また、その配付先ですけれども、これらの詳細はまたお知らせをする段階で決めたいと思っておりますけれども、協議会の事務局、両町の役場、また長谷支所というふうな形でとりたいというふうに思います。</p> <p>こちらの方にも、1つ、掲載をいたしておりませんけれども、両町の区長さん方をお願いをしてというふうな協議も出ておりますので、そちらの方も具体化をすれば両町の区長会をお願いをして取りまとめ、そういったものについてもご協力がいただけるようであるならばお願いをしていきたいというふうなこともございます。</p> <p>応募条件につきましては、1人2点まで応募ができますよというところでございます。なお、同一人の同一名称は1点として取り扱いますということでございます。</p> <p>記載の内容ですけれども、新しい町の名前ということになります。使用する文字につきましては、漢字、ひらがな・カタカナということで絞っております。漢字には振り仮名を必ずつけていただくというところでございます。そして、名称、なぜこの名称になったかという理由をお書きいただき、応募された方の住所、氏名、年齢、電話番号という形で記載をしていただくこうというふうに思っております。</p> <p>そして、前回の6月24日で決定をいただきました選定基準ですけれども、そこに掲げておりますように現在の神崎町、大河内町を使用しない名称、これが一番大きな問題だったんですけれども、名称を使用しないということで決定いただいております。そして、両町が兵庫県中央と位置するそういう地理的なイメージできる名称。また、両町の特徴をあらわしておる名称。そして、両町の歴史・文化にちなんだ名称。それから、合併を記念した名称、そして新町として希望が持て、発展を願う名称であるということでございます。そして、これらのすべてを網羅するかもわかりませんが、その他新町としてふさわしい名称であることという7項目から一つの選定基準を設けたところでございます。</p> <p>そして8番目に、選定方法ですけれども、これも6月24日に決定</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>をいただきました。</p> <p>先ほどの選定基準に基づき、合併協議会において最終的には選定をしていただきます。しかしながら、当委員会では第1委員会、第2委員会という形で、名称・庁舎、そして新町建設計画という2つの項目につきましてはおのこの小委員会である程度絞り込みをしていただくというふうにいたしておりますので、名称の方におきましても、そこに掲げております第1次選考、第2次選考までは、小委員会の方である程度議論をしていただき、決定をいただき、最終的に先ほど委員長の報告がございましたように5点程度の候補を絞り込み、協議会にご報告申し上げ、その中で決定をいただくという選定方法にしてまいりたいということで、小委員会の方では決定をいたしております。</p> <p>9点目の公表につきましては、小委員会での決定時点では中間報告を行い、協議会で最終決定すれば、先ほど募集のお知らせをしてまいるあらゆる機関を使いまして地域の方にお返しをしていくという形でさせていただきます。</p> <p>そして、10点目はその他ということで、5項目上げさせていただきます。</p> <p>そして、この実施要領には掲載をいたしてはおりませんが、先ほど委員長の方からありました懸賞、いわゆる名付け親というものにつきましても最終的に名前の決まった方の候補者に対するお礼というんですが、感謝の意を込めて感謝状また記念品、そういった懸賞制度についても適用してまいるとということで、決定をいたしております。</p> <p>これらの実施要領を一つの基本といたしまして、もう少しわかりやすく端的なチラシ的なものを次回の協議会では協議事項として出させていただきます。それで公募の期日というものが条件整備の整い次第という条件がございますので、そのいつでもできるような準備だけさせていただきます。次回では簡単なチラシ、こういった形で公募をしてよろしいですかという案的なものを提示をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいまの委員長報告並びに事務局の説明等につきまして、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思っております。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問ないようですので、この件につきましても、新町名称に伴い</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>まず事項につきましては次回以降で協議事項として提案されることになろうと思います。</p> <p>それでは、2件の報告事項を終わりにして、次に協議事項に移ります。</p> <p>協議第16号公共的団体等の取扱いについて、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第16号、お手元、皆さん方、資料3というところでございます。ご説明申し上げます。</p> <p>公共的団体等の取扱いについて。 公共的団体等の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年6月30日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>本項目につきましては、合併協定項目の16番目に掲載をされております公共的な団体の取扱いというところでございます。</p> <p>まず、皆さん方に、難しい言葉になろうかと思えますけれども、公共的団体とは一体何なのかということなんですけれども、資料を少しおめくりいただきまして、3ページの方を見ていただき、3ページの法令等の下の方に、（公の施設の設置、管理及び廃止）というところの星印があるんですけれども、こちらの方に説明が書いてございますので、少し朗読させていただきます。</p> <p>「公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等の公共的な活動を行う組織を指し、法人格を問わない」というところでございます。</p> <p>ということで、両町にはたくさんの公共的な団体がございます。皆様方も区長会、婦人会、またいろんなボランティア団体とか、さまざまなものに属されておると思いますが、そういったものが新しい町になる際にどういうふうになるんだろうかということでございまして、それらを調整するために、当協議会の幹事会の中で公共的団体の両町における取扱いを調整をさせていただいたところでございます。</p> <p>資料を1ページめくっていただきまして、両町の公共的団体の課題、問題点というところを、大変小さな字で恐縮なんですけれどもご紹介をさせていただいております。</p> <p>公共的団体等とは、その市町村内の市町村の区域内にある、先ほど</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>説明いたしました農業協同組合等の団体でございます、これらの公共的な活動を営むすべての団体を含んでおります。そして、法律に基づく法人格を持つ持たないにかかわらず、法律の中に定めてある範囲を同じくするものでございます。</p> <p>現在、協議会させていただいておりますこの合併特例法という法律の中にも、この公共的団体のことについて少し触れられておりました、いつまでも合併関係市町村単位での各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面から好ましくないという観点から、市町村合併に際してその区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないというふうにされておるところでございます。</p> <p>両町におきましては、共通の団体及び同様の目的を持った団体がほとんど同じくしておりますので、それらにつきましては上記に掲げる新町の一体性の確保の面から、合併時までには統合・再編に向け調整に努めることが妥当と思えます。</p> <p>また、政策的もしくは地域の特殊性による独自の団体につきましては、その独自の団体の設立経過、活動内容等を十分配慮して、新町において独自の団体については均衡を保てるように整備することが妥当と思われますというところでございます。</p> <p>なお、団体等の事情により統合・再編が困難な場合は、新町におきまして計画的に統合に向けて調整を進めることが必要と思えます。</p> <p>一方、国、県等の指導に基づき設置されました団体につきましては、県等の関係機関の助言・指導のもとにそのあり方について協議していくこととなります。</p> <p>例えばということで、商工会の例と社会福祉協議会の例を書かさせていただいております。</p> <p>いずれの団体につきましても、それぞれ両町に存在をいたしておきまして、それぞれに商工会法とか社会福祉法、また森林組合ですと森林組合法という法律に守られてできております法人格を持った団体が両町にもございますので、そういった点も調整をしていく大きな課題点としてございます。</p> <p>そして、これらをどういうふうな取扱い、今後していくのかという調整方針を2項目上げさせていただきました。</p> <p>1点目が、両町に共通する団体または共通の目的を持った団体につきましては、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>両町に共通の目的を持った団体につきましては、できる限り合併時</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>に統合できるように調整に努める。なお、統合に時間を要する団体につきましては、将来に向けて、何年かかろうが検討が進められるよう調整に努めるというところでございます。</p> <p>そして2つ目に、独自の目的を持ちました団体、いわゆる両町に、単町にしかないような団体ですね、特殊的な独自の団体につきましては、原則といたしまして現行のとおりとするという形の調整方針を出させていただいております。</p> <p>3点目には、次のページに簡単な、一部だけですけれども、公共的な団体のリストを上げさせていただいております。</p> <p>そして、資料の一番最後には養父市を初めとする他の合併協の先進事例といった形で、ほぼどの協議会におきましても同様の取扱いをされておるところでございます。これらの公共的な団体の取扱いの基本的な部分が、合併をされましたら、両町でございます共通の目的を持った団体と協議も現在事務事業の中では調整をしていただいておりますけれども、これに基づいてなお一層公共的な団体の調整に努めていただくというところでございます。</p> <p>以上、簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま協議第16号公共的な団体等の取扱いについての説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして委員の皆さんのご意見、またご質問をお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。</p>
浅田（事務局）	<p>すみません、もう少し補足説明をさせていただきます。</p> <p>両町でございます財産区の取扱いなんですけれども、財産区の取扱いにつきましては、合併協定項目の25番目でございますその他の項目というところで調整をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>なお、先ほど出ました各公共的な団体、例えば漁業協同組合が入っていないんじゃないんかとか、いろんなことが言われると思っておりますけれども、そういったものすべて含んでおるといふふうにご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また、両町でございます単独的なグループ、団体と申しますと、例を申し上げますと、神崎町ではゆめ花フォーラムというふうなボランティア的なグループがございます。また、大河内には公的に条例に定</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>めをされております寺前地区、長谷地区振興基金というふうな審議会、こういったものがございまして、それぞれ両町にも特殊的な独自の団体というものが存在をいたしておるところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうも。浅田次長より補足説明がございました。</p> <p>補足説明等を含めましてご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたしたいと思います。</p> <p>それでは、ご質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等ないようでございますので、それでは採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第16号公共的団体等の取扱いについて、原案どおり決することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第16号公共的団体等の取扱いにつきましては原案どおり決しました。</p> <p>次に、協議第17号上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について、事務局、説明をお願いします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、協議第17号、お手元資料の4という上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）ということでご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について。</p> <p>上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。</p> <p>平成16年6月30日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>これから各委員様方には、協議会でよく申し上げております両町の特に住民の皆様方のサービス等につながる項目が出てまいります。本日は、その1点目と申しますか、大きな問題が出てまいります。今回、上・下水道関係のその1ということで、今回は水道関係を協議項目として出させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>なお、今後事務事業につきましては、両町のそれぞれの担当部局と課長さん方にもご出席をいただいておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>合併協議会の事務局の方からは、簡単なお説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>お手元の資料を少しめくっていただきまして、両町におきます水道関係の水道事業の課題、問題点でございます。</p> <p>まず、両町におきます水道事業の会計方式なんですけれども、これが大河内は特別会計という取扱い、神崎町は地方公営企業法という、大変難しいんですけども、いわゆる企業会計の方式をとられておりまして、これについてまず1点大きな差異がございます。</p> <p>この地方公営企業法という法律に基づきます会計につきましては、あくまでも独立採算制というものを原則にされておきまして、大河内町は特別会計というふうな取扱いでございますので、若干そのあたりにつきまして差がございます。そして、事業規模、そして運営制度、給水条件、使用料金等につきましても差がございます。</p> <p>当事業につきましては、何といたしても地域の住民の皆さん方に極めて密着し、かつ重要なものでございます。当然、新しい町になるという合併を行う場合には、住民の皆様方に影響を及ぼさないように、また合併の基本的な以前の項目でも上がっております負担公平の公平性及び住民の一体性の確保を十分に検討して調整することが必要となっております。</p> <p>水道事業におきましては、適正かつ能率的な運営に努めなさいよということが言われております。そして、料金につきましては、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らして公正妥当なものであることが求められておるところでございます。</p> <p>以上の合併における具体的な課題、問題点につきましては、各掲載をしているとおりでございますけれども、それぞれの経緯や事情により調整が困難なものにつきましては、新町における事業の運営について十分検討し、効率的な運用と円滑な統一について計画的に調整することが適当と思われまますというふうに検討をなされたところでございます。</p> <p>そこで、水道事業といたしましては、5項目上げさせていただいております。</p> <p>会計方式ということで、これらにつきましては、神崎町、大河内は会計処理の方式が違いますので、統一することが適当であるという一つの項目が出ております。</p> <p>そして、料金体系につきましても、ほぼ同じ水道料金でございますけれども、基本水量が若干神崎と大河内では異なっております。それ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>らの調整、そして消費税が神崎町は内税、大河内は外税という現状でございます。</p> <p>また、基本料金のうちの共同住宅による適用なんですけれども、これが大河内にはございます。また、神崎町では臨時に使用する場合の規定がございません。臨時使用でも加入金が必要というところでございます。</p> <p>一方、神崎、大河内両町とも平成14年4月に基本料金を改定をなされておるところでございます。大河内は基本料金を大きく2割アップをしておりますし、神崎町では基本水量10トンを引き下げ9トンという基本水量に変更をなされており、これらの中から再度料金の値上げをするということは相当十分に慎重に検討するという必要がございます。</p> <p>3点目に、新規の加入事務につきましては、加入分担金について両町で差がございます。したがって、それらを検討する必要があると思われま。また、そういう新規加入の場合は、設計審査、竣工の審査に係る手数料、これらにつきましても両町で差がございますので調整をする必要がございます。</p> <p>4点目の消火栓に係ります工事についてですけれども、消火栓の工事につきましては、大河内町は負担割合を定めておりますけれども、神崎町は全額町で負担をなされており、住民負担はございません。これは大きな差がございますので、十分な調整が必要でございます。</p> <p>5点目に、上水道事業及び簡易水道事業の計画についてということで、この水道事業につきましては、水道法というものに基づきまして大きな計画を作る必要がございます施設改良とかそういったものを含めた更新、管路の更新計画とか、そういったものは長期的な視野に立った計画が必要でございますので、それらにつきましては、当然厳しい財政事情の中でございますので、将来の財政を勘案しながら、新しい町になっても、そういった財政問題を十分に見ながら調整をする必要があるということでございます。</p> <p>これらが一応出てまいったところございまして、以下それらに係ります調整方針、事務事業のすり合わせの項目等につきましては、専門部会の神崎町上下水道課長の桐月課長の方からご説明をいただきたいというふうに考えております。</p> <p>なお、お手元資料の方には、3ページには両町の現在の水道料金、加入手続、消火栓等の比較表の数字をつけさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
桐月（課長）	<p>4ページには水道事業に係ります法律の一部、そして5ページには他の協議会等の先進的な事例、そして6ページの方には、これ新町建設計画の中にこういったものも出てまいりますので、その図を位置図を活用させていただき、両町にございます上下水道施設の図面を位置図に落とさせていただいております。本当にこうして見ますとハート型に近いような地形をいたしておりますので、その中に多くの上下水施設が点在をいたしております。</p> <p>そして、上下水道部会の方で検討いただき、調整を行っていただいております水道料金の改定の案といったものを最後につけさせていただいておりますので、このあたり、後ほど桐月課長の方からご説明いただき、皆さん方の協議をよろしくお願ひしたいというところでございます。</p> <p>課長、よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>失礼をいたします。神崎町の上下水道課の桐月でございます。</p> <p>それでは、私の方から事務事業の調整報告ということで、2ページにつきましてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>調整方針でございます。</p> <p>今、浅田次長さんの方から会計方式についてご説明がございましたが、会計方式につきましては、合併後速やかに公営企業会計に統一するというところでございます。</p> <p>次に、水道料金につきましては内税といたしまして、基本水量は10立方メートル1,900円、超過料金につきましては1立方メートル当たり230円とするということでございます。量水器の使用料、これメーターの使用料でございますが、13ミリが100円、それから20ミリが170円、25ミリが180円、30ミリが300円、40ミリが360円、50ミリは840円、75ミリは2,160円といたします。臨時使用料につきましては、大河内町の例によりまして10立方メートル2,850円、超過料金につきましては1立方メートル当たり350円とします。その他詳細につきましては、新町発足までに調整をするということでございます。</p> <p>加入分担金につきましては、過去の投資額等を勘案しながら、新町発足までに新たに調整する。また、設計審査、竣工検査手数料につきましても、新町発足までに統一をいたします。</p> <p>消火栓設置の費用負担につきましては、地元負担が関係することから、十分に協議をし、新町発足までに調整をいたします。</p> <p>上水道事業及び簡易水道事業計画につきましては、現行のまま新町</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>に引き継ぐことといたしまして、新町発足後において財政計画に基づきながら適切に施設更新事業を実施するように調整をいたします。</p> <p>新町発足後の水道料金につきまして、もう少し詳しくご説明を申し上げたいと思います。非常に重要なことですので、その経過、経緯につきましてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>水道料金につきましては、神崎町、大河内町とも平成14年4月に料金改定を実施したところでございまして、神崎町は基本水量10立方メートル1,800円を9立方メートル1,800円ということで、1立方メートル減らしまして値上げということになっております。</p> <p>大河内町につきましては、基本料金10立方メートル1,500円を10立方メートル1,800円に、20%アップされております。さらに、超過料金につきましては、1立方メートル当たり150円であったものを220円に46%アップと、大幅な料金を改正されたところでございます。</p> <p>神崎町、大河内町、両町とも、一般家庭の月平均の水道使用水量につきましては約22立方メートル、22トン程度でございまして、現行の水道料金で計算いたしますと、神崎町が4,620円、これは料金表見ていただいたらそのように書いておりますけれども、4,620円、それから大河内町につきましては、消費税込みで4,770円となりまして、大河内町が150円高くなっております。</p> <p>このたびの事務調整作業に当たりまして、過去の料金体系の改定、それから今後の水需要、新町発足後の町財政、また水道事業の健全経営等について、慎重に協議いたしました結果、料金は大河内町の例によるものとして、消費税は内税で、基本料金、超過料金等それぞれの料金について10円単位の整数とすることにいたしました。</p> <p>これによりまして、新町料金で月平均の22立方メートルで計算いたしますと、料金が4,760円となりまして、現行料金よりも神崎町では140円高くなります。逆に、大河内町では端数処理の関係で10円安くなります。</p> <p>神崎町では、基本水量が9立方メートルですので、新町ではこれが10立方メートルになるために、基本水量の9立方メートル以下のご家庭は110円高くなることとなります。基本水量を10立方メートルにするか9立方メートルにするかの調整の中で、平成14年4月の料金改定の際に、神崎町は大河内町に比べて小幅な改定でございました。一方、大河内町は先ほど申し上げましたように大幅な改正であっ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>奥野委員</p>	<p>たために、再度の増額改正は適当でない判断いたしました。あわせて、新町発足後の水道事業の健全経営をも考慮し、基本水量を10立方メートルといたしたところでございます。</p> <p>このことによりまして、神崎町の10立方メートルから14立方メートルの使用水量の少ないご家庭は、若干の値下げとなりますが、今後安全な水道水の積極的な使用について啓蒙を図りたいと考えております。</p> <p>新町の料金で計算いたしますと、神崎町分約450万円程度が収入増になる見込みでございます。</p> <p>もう少し新料金の設定につきまして説明をいたします。</p> <p>現在、大河内町には3つの簡易水道と1つの特定水道、神崎町には1つの上水道と3つの簡易水道がございます。これらの施設を維持管理していくための費用は、平成16年度当初予算で両町単純に合計いたしますと2億5,550万7,000円と相なります。この中には、大河内町の水道施設の減価償却費が入っておりませんので、仮にこの減価償却費を3,250万円程度と推計いたしますと、2億8,800万7,000円の維持管理費となります。</p> <p>新料金で給水収益を計算いたしますと2億7,500万円程度となりまして、その他もろもろの収益を加えましても890万円程度の不足することとなります。新町発足後は、経営健全化のために厳しく経費の削減などを行えば、この不足分はカバーできるのではないかと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、水道料金は日々の生活に密着しているものでございまして、住民の皆さんの方から見れば安い方がよいとは思いますが、一方では水道事業は原則独立採算制が求められておりますので、そうはまいらないということでございます。</p> <p>以上の理由で新料金を提案いたしましたので、ご賢察をいただきましてよろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、委員の皆さんにご意見、ご質問をお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ご質問等がございましたらどうぞ。</p> <p>奥野委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の奥野でございます。</p> <p>住民の一番もとになります水道料金といたしますと、大変関心も高い</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>し重要な議題になりますので、今の話を聞きますと、神崎町側は若干高くなる、それから大河内町はまあまあ横ばいということですね。そういうことで、妥当だと思うんですが、あくまでも独立採算でペイするように持っていくということになりますと、現行より850万円ほど収入が減るということですね。その分は、合併をいたしまして、職員とかあるいはそういった経費の節減で採算性が見通しがつくような予算、計画でいけるんかどうかということが一番重要だと思うんです。</p> <p>既に平成14年に大幅な値上げをされておりますんで、この際はなるべく合併の時点では改正をしないということが一番望ましいわけなんですけれども、将来、安定、健全経営をしていくためには、そういったことのいわゆる合理的なことが可能なのかということをお聞きをしたいと思います。</p>
小寺（議長）	課長、お願いいたします。
桐月（課長）	<p>大変重要なお意見でございます。先ほどご説明をいたしましたように、この新しい料金のご提案申し上げてる料金で計算をいたしますと、給水収益につきましては2億7,500万円ということになります。維持管理費の方が高くなってございますので、収入不足というシミュレーションをいたしておるわけでございますが、この件につきましては合併のメリットといたしながら当然職員も必要に応じて減員というふうなことも出てこようかと思えますし、いろんな共通の維持管理もございますので、経費の削減が図られるというように考えておまして、今後水道の事業の経営の健全化に向けて努力をしたいと思いますように考えております。</p>
小寺（議長）	奥野さん、よろしいですか。
奥野委員	はい、よろしく申し上げます。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	立石委員、どうぞ。
立石委員	大河内の立石です。
	ちょっとこれ、提案の仕方について確認だけしときたいんです。
	<p>実は、協議第16号なんかは明らかにどの項目見ましてもこういう方針で調整していきますよという提案の仕方、それでよかろうということで見解で承認したわけなんですね。この協議第17号については、5つの項目があるんですが、そのうちの第2項目の今の具体的に料金の問題出てますね。これちょっと1番、3番、4番、5番と何か内容的に異質の感じがすんですね。だから、この2番を本日諮られ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 浅田（事務局）</p>	<p>て、このことよろしいかということになれば、このことが通って後は事務的な処理をどうしていくかということになるんですが、実はこの2番目の問題は、今後小委員会ですらなる検討を含めてという調整を含めた内容だけなのか。ここらちょっと考え方だけはっきりしてもらわんと、後々ちょっと問題が出てきたときに困るであろうという思いからの質問です。</p> <p>浅田次長。</p> <p>先ほどの立石委員さんのご質問で、私ども合併協議会を立ち上げましてから、前回の6月13日のときにもご提案させていただきましたように、両町にはいろんな補助金とか使用料、手数料、さまざまなものがたくさんございます。そして、それはそれぞれの部局において、例えばこの上・下水道でしたら上下水道という中で事務方の方でやっておりますので、協議会としては全体の大きな項目、使用料、手数料の大きな両町で調整する方針を協議会の中で決めさせていただいて、あとの各項目、介護保険料とか国民健康保険、そういった個々の詳細に係ります事務調整につきましてはそれぞれの部会を中心に出していただき、協議会の中でもんで、そして協議会に協議事項として提出をしてみたいというふうな幹事会の一つの方針を出させていただいております。</p> <p>したがいまして、先ほどの立石委員さんのご質問の一つの決まった項目があって、あとは一つの流れで、スケジュールといいますか、流れで来るだろうという部分なんですけれども、基本的には事務事業調整する、両町でさせていただいてる中で、基本的に両町の住民に直接影響が係るものにつきましては、ランクをAランクと位置づけまして、一円たりとも、住民負担に係りますものについては、これは協議会項目として提案をしてみようというふうなことでございましたので、この水道関係につきましても、料金を含め、また消火栓の負担、そういったもの、また加入分担金の差異、そういったものも両町間で水道一つとりましても少なからずとも大きな差がございますので、それらについては幹事会の中で調整をいただき、両町の上下水の専門部会で調整をいただき、一つの方向性を出して協議会にご提案をさせていただいてるという状況でございます。</p>
<p>小寺（議長） 立石委員</p>	<p>立石委員。</p> <p>大河内の立石です。</p> <p>今まで協議してきたこととか組織編成しとる流れからいうたら、今次長が言われたとおりなんでありまして、実は私が申し上げたいのは</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>第2項目で、今日は協議会全体会議ですからここでオーケーすればこの方針が全部通ってしまうわけなんですね。ということは、第2項目のここで我々が手挙げると、これが通ってしまうぞと。今まで検討されたのは、我々がお任せしとるいわゆる専門部会ですな、ここで十分調整されて集約された一つの意見というか、思いがここに出てくるわけで、これをさらに幹事に諮り、本協議会に諮ったと。それは、組織の流れは十分理解した上で言うんですけど、この問題を建設委員会の中で具体的なものに係ってないわけですね。今のところ。ここで一発もうよっしゃということになると、このまま通ってしまうよという認識をすなわち我々委員がしとかないかんという意味で私は尋ねたわけであって、これが反対とか賛成とかという意味での質疑ではございませんので、そこんところははっきりしとかと、我々が物言う場所がなかったやないかという、結果としてそういうことが出たときに困るんでありまして、そういう面でお尋ねしました。私は理解しております。</p> <p>この協議第17号につきましては、前回の合併協議会で提案第9号ということで同じものが提案をされておりますので、一応この合併協議会に提案をさせていただいて、その次の合併協議会で協議ということになりますので、この提案をされました場合につきましては、この合併協議会の中では各委員さんが提案をされた内容について吟味をされた中で本日協議に臨んでいただいとるというように、当然事務局の方は解釈をしておると思いますので、その点も踏まえまして、委員の皆様方のご意見をお伺いいたしたいと思います。</p> <p>会長、どうぞ。</p>
足立（会長）	<p>神崎の足立でございます。</p> <p>今、ご提案ございましたけども、この関係につきましては今日の合併協議会でご議決をいただきますと、当然新町の3月には予算編成の中でこの関係の条例の案が議会に提案をされます。そこで議会で議決されれば確定するわけでありまして、議会に予算を提案する際には、この関係の条例につきましては本協議会の決定の趣旨をやはり十分尊重をして提案する必要があると、私はそのように考えます。</p> <p>今回、特に会計方式について公営企業会計方式にいたしております。これは神崎町は早くから公営企業会計方式をとっておるんでありますけれども、大河内町さんは特別会計ということでございます。その大きな違いは、いわゆる複式簿記と単式簿記の大きな差がございまして、複式簿記につきましては、ご承知のとおり、資本金から損益</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>足立委員</p>	<p>計算書、貸借対照表が基準になった会計方式でございますので、最初から投資したものに付きましてはすべて記帳されてその状況が明らかにされて、そして現在の価格がどうなのか、ということが示されておるわけでございます。</p> <p>両町ともに、神崎町も下水道については途中でそういう方式にいったもんでありますから、当初は財産把握のためにかなり経費を投入したんでありますが、若干のそういう財産評価の問題が出てくる可能性はございます。</p> <p>しかしながら、公営企業法の求めるところでは、やはり独立採算制というような形、重要でございますし、この会計に移行すべきが、私たちは適当であろうということで現在対応させていただいております。当然、一般会計から不足分についてはというよりも、繰入期限がございまして、水道事業あるいはまた下水道事業、その公営企業会計の中でどうしても不採算になる分については一般会計のいわゆる税で負担しなければならない。そのしなければならないものはこれだけ、この項目、この項目で大体このぐらいですよという数字が明記されておりまして、それによって会計を保持、安定させていくということになってまいります。</p> <p>先ほど部長の方から、提言してございましたけれども、人件費等の抑制を考えながら事務的経費の節減の話をしてはございましたが、トータルの人件費につきましては正規の職員について地方公務員法の適用がございまして、即、減員するというについてはなかなか慎重になければならないわけではありますが、やはり独立採算を堅持しなければならない公的な企業についてはやはり優先して減員でしょうかね、そういったことについては認めていくことが適当であろうというふうに私は思います。</p> <p>したがって、そこで減員した者についてこの地公法の適用を受ける者につきましては、その他の会計で多分これは受け入れをせざるを得ない状況になるのではないかと、このような考え方、それは神崎町で私がそのような考え方で受け入れておるところでございます。</p> <p>経過をご説明申し上げました。</p> <p>会長さん、ありがとうございました。</p> <p>ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>どうぞ。足立委員、どうぞ。</p> <p>ちょっと聞きたいんですけど、調整方針の4番の消火栓の設置費用負担、これは地元負担が関係するとなっておりますが、そのように、話は</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 桐月（課長）	<p>進めていくということなんですか。今の神崎町では負担はないんですね。</p> <p>課長、どうぞ。</p> <p>先ほどのご質問でございますが、消火栓の設置の費用負担については両町大きな差異があるということでございます。これは消防の負担金も同じでございます、神崎町はすべて町負担ということになっております。したがって、この消防の負担のことも含めながら、今後十分に協議するというところでございます。</p> <p>大河内町さんは、ずっと3割負担とかということもございますけれども、その辺のところへ調整していくということでございます。</p>
小寺（議長） 高橋委員	<p>高橋委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の高橋です。</p> <p>両町の統計出とんどですけども、ちょっと考えてみると簡易水道の源地等の管理、長年にわたって使った、当然老朽等も起こると思うんですけども、その辺の料金負担とか、それがこの一般家庭の水道料金に加算されているのか、今後の見通しをお願いしたいと思います。</p>
小寺（議長） 桐月（課長）	<p>課長、どうぞ。</p> <p>今後の簡易水道の改正であり、改良であるということにつきましては、平成18年度以降、計画はそれぞれの町で持っておるわけですが、これは財政計画も勘案しながら対処してまいりたい、必要なところから対処してまいりたいということにいたしております。</p> <p>料金に転嫁をするということ、そういうことではございませんが、全体的に言いまして、料金改定の必要な時期が来れば、またそういうことになろうかと思っておりますけども、今のところそういうことは考えておりません。</p>
高橋委員	<p>もう一件、みんなで考えてもらいたいことなんですけども、地下水の権利というんか、それは新町はどのように考えていくのか。どうしても山林の水保持ということが、あるいは田畑の田植え時期になると、地面全体がダム、全体空から見れば水田全部が地上のダムのような形態になっんですけども、それが長年にわたって地下の方へ水が沈みながら水の保持を保っていると思うんですけども、誘致企業とかいろいろ出てきまして、地下水を無制限にくみ上げていくと、当然各家庭にある古井戸も地下水の減少で、今までやった自己の水道機能が消滅していきますし、そういうことで全体に地下水の利用について検討していただければと思うわけです。</p>
小寺（議長）	<p>会長、どうぞ。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>加納の高橋区長さんは、昔から加納区については河川の水位が大きく下がりますとかんがい用水が不足をいたすということをかなりご経験をされておりまして、そのことで多分起因する断水がウエートが高いのではないかなというふうに思いますけれども、しかし全体としてご意見については十分対処する必要がございます。したがって、水道によって地下水をくみ上げると、くみ上げなければならないという状況が想定された場合におきましては、周辺への影響について十分検討を加えて、そして対応させていただきたい、このように思っております。</p> <p>もう一件、これは今回と関係ないかも、ございませんけども、神崎町が今キンキサインでかなり地下水をくみ上げております。そのことについての影響につきましても、これは神崎町内だけのことでありますけども、早急にその辺については報告を申し上げたいと、このように考えます。</p>
小寺（議長）	もうよろしいですか、高橋委員。
高橋委員	はい、よろしい。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	どうぞ、多田副議長。
多田（副議長）	<p>神崎町の多田です。</p> <p>1点だけ確認なんですけど、立石委員の発言と似たようなことなんですけど、例えば3の加入分担金、新町発足までに調整するとか、あるいは4点目の消火器についても新町発足までに調整する。調整するというところで提案されとんですけども、この分については専門部会あるいは幹事会でそれぞれ協議されると思うんですけども、そこまでのことであって、本協議会には、後、その結果報告とか、そういう形で出てくるという理解でいいんでしょうか。</p>
小寺（議長）	浅田次長。
浅田（事務局）	<p>こういう料金は、また全国で合併問題で関係があります市町村が持ち寄る財産とかいろんなものでどうしても調整できないものは、新しい市になり、また町になった中で、当然両町が一つになりますので、その中で事務組織の再編というものが行われてまいります。そして、例えばですけれども、来年の17年3月31日までに現在の合併特例法という法律に基づき、兵庫県知事に合併協定書等を提出し、17年11月1日と仮に、例えばの案ですけれども、するならばその4月以降11月までの間にそういった問題を調整してまいるといふ事例がほとんどでございまして、どうしても調整が困難なものについてはこう</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>中山委員</p>	<p>いった形で新町発足時もしくは発足後というふうな形で調整をしま いるというふうな形でございますので、協議会での最終的な結論、ま た協議会が解散をされた後もそういう調整をする中で報告していく という場が恐らくできないと思いますので、ひとつそういうふうなご理 解でいただけたらというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>どうぞ、中山さん、どうぞ。</p> <p>神崎町の中山です。</p> <p>こういう機会でないとは再びお伺いできないと思ひまして、ちょっ 全然わからないことがあるんで聞かせていただきたいんですが、神崎 町と大河内町の対比した表があるんですが、ここで先ほど新町平均 2 2 立方メートルとするとという感じにしますと金額はそんなに変わら ないんですが、見てますとこの中で臨時使用料とか、それから手数料 とか消火栓の費用負担にすごく差があるんですね。こういうのはどう いうふうに調整されるんでしょうか。平均をとるのか、どちらかに合 わせるのかということと、それから消火栓をこれから作る予定といひ ますか、予定というか、一応はどこでも消火栓は見受けられるん ですが、これからされるという分、大河内、神崎町の負担金、そこをち よっと伺いたいんです。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>桐月（課長）</p>	<p>部会長、お願いいたします。</p> <p>それでは、お答えをいたしますが、今回ご提案申し上げたのは、 日々の水道料金については、これは毎日住民の皆さん方がご負担いた だくということでございますので、そのことにつきましては鋭意努力 をしながら調整をしてご提案を申し上げたということでございます。</p> <p>あとの加入分担金であるとか手数料につきましては、差異があるわ けでございますけども、これは新町発足までに調整を図って金額を決 めていくということでございますので、それを平均にするのか、高い 方に合わせるのか、低い方に合わせるのかというのは、これからの調整 ということになりますが、いずれにしましても、一番最初に申し上げ ましたように、水道事業につきましては原則独立採算制が求められて いる企業事業ということでございますので、それは応分のご負担をいた だくということになるかと思ひます。</p> <p>それから、消火栓につきましては、これは新町発足後のことござ いますので、平成 16 年度の新設につきましては現行どおりという ことになります。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 上野（副会長）</p>	<p>以上です。</p> <p>それでは、上野副会長さん、説明願います。</p> <p>少し参考意見にさせていただきたいんですけども、まず臨時使用料の関係を大河内がとっておりますのは、例えば建設業者さんが飯場を設置をされたときに、神崎町さんでしたら新規に見えた加入料を払わんですね。ところが、工事現場なんかは、例えば工場が終わった段階で撤去いたしますね。ですから、そのときに加入負担金の扱いをどうするかという問題が出てきますんで、ですから加入分担金はいただかないということで、臨時的に使用するというで、ただし料金については5割増しですよという形で、大河内は今まで臨時使用料の扱いをそういう形でやってきてます。</p> <p>それから、消火栓の扱い、あるいは新たに下水道管なり、あるいは水道管を新設する場合、当初の建設費については、そのときにある人家を対象にすべて水道あるいは下水道の設置をさせていただきます。ところが、神崎も大河内もそうですが、いわゆる都市計画区域ではありませんから家が本管から大変離れたところに建つ可能性もあるわけですね。そうすると、そのときにその家は例えば1キロの、1軒の家のために1キロの本管を持っていくんかというような、そういう問題も出てくると思うんです。そういうときに、1軒のためにそこまでの公共性、いわゆる公平の負担、そういうものの物の考え方として工事費の2分の1なり3分の1をいただくような、そういう扱いにさせてもらっているわけです。</p> <p>ですから、例えば、町が新たに住宅分譲するような場合でしたら、大河内の場合は、それは全体の事業費の中あるいは公共的要素があるということで、その分についてはそれぞれ町で負担をするというようなことになっとんですが、今も申しましたように、新たに1軒離れたようなときの扱いのためにこういうふうな物の考え方をしてます。</p> <p>以上です。</p>
<p>小寺（議長） 竹國委員 小寺（議長） 竹國委員</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ。竹國さん、どうぞ。</p> <p>神崎町の竹國でございます。</p> <p>この水道料金につきましては、一般家庭用の分はこういうふうにして示されておるんですが、例えば公共施設のことなんですが、今までの扱い、そして合併後の扱い、そういうことをちょっとご説明お願い</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 桐月（課長）</p>	<p>いたします。 部会長、お願いします。 公共施設の取扱いでございますが、特に公共施設があるから神崎が無料だというようなことはございません。公共施設も同じように、一般家庭と同じような料金体系をとっております。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにはございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ご意見、ご質問が大体出尽くしたようですので、これから採決に入りたいと思います。 協議第17号上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について、原案どおり決することにつきましては賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>挙手全員であります。よって、協議第17号上・下水道関係事務事業の取扱い（その1）につきましては原案どおりすることに決しました。 ここで暫時休憩いたします。 再開、10時25分といたします。 午前10時10分 休憩 午前10時27分 再開</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>それでは、時間が来ましたので再開をいたします。 それでは続きまして、協議第18号補助金、交付金等の取扱いについて、事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>浅田（事務局）</p>	<p>協議第18号、資料5につきましてご説明を申し上げます。 補助金、交付金等の取扱いについて。 補助金、交付金等の取扱いについて提出する。 平成16年6月30日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。 本項目につきましては、合併協定項目の17番目に掲載をさせていただいております。 補助金、交付金、これも言葉の単語をとれば大変簡単なんですけれども、皆様方にとっては余り聞きなれない言葉かと思えます。皆様方の各団体に加盟されておる方につきましては、活動団体補助、婦人会とか区長会とか、そういったところにも行政から補助金が出ておりますし、また国、県等へ、上部の団体に属しておる場合にも負担金といった形で出てございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>この関係につきましても、両町の平成16年度の当初予算ベースで見ても、その出しておる項目の中身が同じようなものであるんですけども、一部違いがございまして、そういったものを今後調整してまいるといところで、各項目の補助金、交付金等につきましては、先ほどのご承認をいただきました公共的な団体の取扱いと同様に、それぞれの事務事業の各分科会の方で調整をいただくというふうにいたしております。</p> <p>本日は基本的な項目、こういうふうな形で調整をしてまいるといふうにひとつご理解をいただき、協議していただければというふうに思います。</p> <p>ちなみに、神崎町では平成12年度の予算ベースでは12億1,700万円余りでございます。大河内は5億5,100万円という額でございまして、いろいろ一部事務組合とか、そういった出す方法によってこの文言のとらえ方があるんですけども、中身は同じようなものがございます。そういった差異がございまして、そういったものを今後調整してまいりたいといところでございます。</p> <p>資料をめぐっていただきまして、これらを調整させていただいた結果並びに調整方針につきましてご説明申し上げます。</p> <p>両町におきましては、いろんな各種の団体、先ほど申し上げましたような婦人会、区長会、老人クラブ、消防団、そういった各種の団体の補助また各いろんな事業に対する補助、また加盟団体に対する補助、そういったものをたくさんやっております。それは地方自治法という法律に基づきまして公益上の観点、公益上と言えど何、なるのかという問題があるんですけども、そういう趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付しておるとい、いわゆる行政からの財政的な支援を行っておるところでございまして。</p> <p>これら、合併の際には、合併関係市町村が従来行ってまいりました補助制度の内容とこれから建設をしてまいります新しい町とのかかわり、あるいは新しい町の財政状況などを将来的に十分実情把握を行って調整を図っていく必要が、まずございます。</p> <p>補助金につきましては、先ほど言いましたように、法律の中で公益上必要がある場合において交付することができるというふうな規定がきちりとされております。</p> <p>そういったものを基本に置きながら、現行におけます各種の補助金の持つ機能、効果等が十分に発揮されておるかどうか、補助金を出しておるのに実際その活動がなされていないとか、いろんなことがある</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p> んですけれども、そういった検証を十分に行いながら、新町の効率的な財政運営という面から、公正かつ効率的に使用されるよう整理、合理化することが適当と思われましてというところでございます。 </p> <p> 具体的には、事業の目的や効果等を十分に勘案して、公共的な必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整をすることが適当と思われましてというところでございます。3点でございます。 </p> <p> まず1点目が、行政の総合性を確保するため、同種類の補助金等につきましては、関係の団体等の理解と協力を得て統合を図るとともに各種施策の効率化を図りますというのがまず1点でございます。 </p> <p> 2点目に、政策的な補助及びその地域の特殊性に係る独自の補助金等につきましては、従来からの経緯及び実情に配慮し、その目的、条件等を明確にした上、新町におきまして公共性の観点から均衡を保つように調整をいたします。これも先ほどの公共的団体と同様でございます。独自のという、いわゆるそれぞれ両町にしかない特殊なもの考え方、また政策的な補助、そういったものが含まれておるところでございます。 </p> <p> そして3点目には、公共的な必要性、有効性、公平性という観点から、整理、統合できる補助金につきましては、統合、廃止を行いますというところでございます。 </p> <p> そして、その下に掲げておりますように、両町の個々の補助金、交付金等に係る調整方針につきましては、該当いたしますそれぞれの事務事業の協定項目、そういった中で、両町の分科会の中で調整を行っていただくというところでございます。 </p> <p> そういった課題、問題点を踏まえまして、2の調整方針の方で3つ上げさせていただいております。 </p> <p> まず1点目に、同一あるいは同種の補助金等につきましては、関係団体等の理解と協力を得まして統一の方向で調整をいたします。例を申し上げますと、両町に老人クラブが存在をしておるのに、合併をいたしましてもそれぞれに老人クラブがあるのではなく、新しい町の老人クラブとして一本化、いわゆる統合いたしますよというふうなところでございます。そして、その老人クラブに補助をしていきたいと思います。 </p> <p> 2点目に、独自の補助金等につきましては、従来からの経緯及び実情に配慮しまして新町において均衡を保つように調整をいたします。これは合併いたしましても、旧町に従来からあります独自の補助金でございます。政策的なもの、またいろんな過去の経緯、そういった </p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ものでどうしても離せないんだと、廃止することができないんだというものがある場合には、そういう新町におきましても均衡を保てるように調整をしてみるところでございます。</p> <p>そして3点目には、整理統合できます補助金につきましては、統合もしくは既に要らないものについては廃止をしていくというこの3つの方針を掲げて、今後補助金、交付金、こういったものの取扱いについてやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。</p> <p>お手元の資料では、次のページに簡単な法令、また最後のページには他の事例等も入れさせていただいておりますけれども、できるだけ基本的にはこういう形で調整をしてみたいというところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>協議第18号補助金、交付金等の取扱いについての説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、ご質問、ご意見をお受けをいたしたいと思えます。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。</p> <p>ご質問ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思えます。</p> <p>協議第18号補助金、交付金等の取扱いについて、賛成の方は挙手を願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第18号補助金、交付金等の取扱いにつきましては原案どおりとすることに決しました。</p> <p>以上で協議事項3件につきましてはすべて承認されましたことを再度ここにご報告申し上げまして、次に提案事項に入りたいと思えます。</p> <p>提案第11号学校教育事業について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、ただいまから提案の部門に入ります。</p> <p>この提案につきましては、次回の協議会で先ほどと同様に協議事項として上げてまいりますので、その際には詳細な質問、またこちらの受け答える体制といたしまして、両町の正・副分科会長にご出席をい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ただいて対応させていただきますので、どんどんご意見等を出していただければというふうに思います。</p> <p>本日は提案のみということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>まず、提案第11号といたしまして出てまいりまして調整を行いました一つに、学校教育事業（学校教育関係各種事務事業）の取扱いについて提出をさせていただきます。本協定項目は、24-13で上げておりますものでございます。</p> <p>資料を1枚めくっていただきまして、学校教育につきましては、課題点、問題点、下記のとおりでございます。</p> <p>まず1点目の大きな問題が、就学区域の問題でございます。現在、寺前小学校区、大河内の中学校を含みますけれども、に栗賀小学校区、神崎中の一部を含みますけれども、一部から区域外就学を受けている実態がまずございます。</p> <p>2点目に、学校の統廃合問題ですけれども、これはこれまでの協議会の中で町長の方からもご説明がございましたように、両町長会で学校の統廃合問題と本協議会で検討いただいております合併問題とは切り離して検討してまいるといふ一つの方針が出ておりますので、その点ご理解いただきたいと思ひます。</p> <p>そういった中で、学校の統廃合問題は、財政面、教育効果の面を考慮するとともに、各学校は地域文化の拠点であるということから、住民の理解を得ながら検討していく必要がございます。</p> <p>また、学校の大規模改修につきましては、小学校におきましては、学校統廃合問題とあわせて検討していかなければなりません。</p> <p>また、中学校におきましては、大河内中、神崎中なんですけれども、耐震診断による判断が求められております。</p> <p>それから、両町の幼稚園の保育料及び保育料のその納入方法につきまして差が生じておるところでございます。</p> <p>また、通学する生徒に対する補助がございます。そういった中学校のバス、大河内町の場合はJRを含んでおりますけれども、通学者の補助及び自転車通学者へのヘルメット、これらに係る補助につきまして両町において差がございます。</p> <p>こういった課題、問題点を出しまして、下記の5項目の調整方針にうたっておるところでございます。</p> <p>まず、1点目の就学区域は現行のまま新町へ引く継ぐこととし、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていくということで、1点</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>出ております。</p> <p>2点目が、学校の統廃合は、先ほどの就学区域問題とあわせ、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていくというところでございます。</p> <p>この2つにつきましては、合併問題とは切り離して将来的な少子・高齢化、学校の適正配置、こういったものも十分考えながら、新町の中において検討してまいるという調整方針でございます。</p> <p>3点目の両町でございます中学校の校舎、屋内運動場、いわゆる体育館なんですけれども、つきましては早期に耐震化を図る必要がございます。</p> <p>4点目に、幼稚園の保育料につきましては、両町調整の上、1カ月3,700円の12カ月に統一する。また、納入方法については、口座振替に統一するというところでございます。</p> <p>そして5点目に、通学補助につきましては、中学校のバス、JRを含みます通学者は大河内町の例により全額町の負担といたします。また、自転車通学のヘルメット購入補助については神崎町の例によるというところで調整をしていただいたところでございます。</p> <p>次のページに両町の現在の教育施設関係、幼稚園、小学校、中学校の概要等につきましてはの比較表を添付をさせていただいております。</p> <p>特に、3番のところの授業料というところで、幼稚園の保育料、先ほど申し上げましたように、神崎町は月額4,000円の12カ月、4万8,000円という額になります。一方、大河内は4,000円、同じく月額は同じなんですけれども、11カ月というところで1カ月分少ないという状況がございます。また、その保育料の徴収方法につきましても、神崎町は口座の振替、大河内は集金という形をとってございますので、このあたりを調整をいただき、先ほどのような調整方針が出されたところでございます。</p> <p>また、その4番、5番につきましては、小学校の現況をつけさせていただいておりますし、3ページの方に行きますと中学校の状況でございます。特に、7番目の通学補助、こちらの方で、中学校のそれぞれ両町が、神崎町においては旧大山、越知、粟賀の3村の合併の際のいろんな問題、それから中学校の統廃合の問題、大河内も長谷、寺前村、それから寺前、長谷中学の合併のいろんな過去の経緯の問題がございます。それらに対する補助制度が現行まで来ておるところでございます。このあたりにつきましても若干差がございますので、調整をさせていただいた結果、先ほどのような結果になっておるとい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ころでございます。</p> <p>両町におきます給食関係につきましては、これは全く同様でございますので、差異はございません。</p> <p>先ほど言いました関係で、次回協議事項として出させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>何かご意見等がありましたらお受けをいたしたいと思ひます。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご意見がないようでございますので、次に移りたいと思ひます。</p> <p>次に、提案第12号介護保険事業の取扱いについて、事務局、説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>提案第12号につきまして提案の内容をご説明申し上げます。</p> <p>提案第12号につきましては、これも住民の皆様方、直接関係をしてまいります介護保険の取扱いについてでございます。次回の協議会で協議事項として提案をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、住民健康福祉部会の方でこの介護保険事業についての取扱いの調整を行っていただきました。</p> <p>まず、課題、問題点といたしましては、介護保険につきましては現在の両町におきまして介護保険事業計画といったものを作成する必要があるとございます。現在、第2期目の事業期間が平成15年度から17年度末、いわゆる18年3月31日までとなっております、合併期日から平成17年度末までの間の調整が必要となります。</p> <p>また、第3期、いわゆる平成18年度4月から平成20年度までの事業計画は、平成17年度から策定作業を実施しなければなりません。それぞれの町で策定し、平成18年度当初までに調整をしなければならない状況でございます。</p> <p>そして、何といたしても直接皆様方にご負担いただきます介護保険料につきましてはですけれども、介護保険料につきましては、介護保険事業計画に基づき算定をされております。現行におきまして両町には差がございます。しかしながら、合併時または第3期、平成18年度の新しい計画時までには調整をして統一を図っていく必要というふうな形で調整をしなければなりません。</p> <p>介護保険に係る保険給付というものに対する費用に不足が生じた場</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>合におきましては、その当該の不足額を埋めるための財源といたしまして、これは全国的にもあるんですけれども、当然両町におきまして介護保険給付費準備基金と、いわゆる貯金ですね、こういったものを不測の事態に備える貯金を持ってございます。その額に若干の差があるという課題点、問題点が出てまいりました。これらを両町におきまして調整をさせていただいたところでございます。</p> <p>介護保険事業計画につきましては、現行の第2期の計画ですね、いわゆる平成17年度末までの計画を新町に引き継ぎ、第3期の計画は両町統一後、これは当然事務方だけでは作成できない部分がございますので、どの市町村におきましてもコンサルタントを採用してやっておるところが多いようでございます。そういったところで、両町の同一のコンサルタントを採用して調整するということがまず1点でございます。</p> <p>2点目の介護保険料につきましては、現事業計画期間、第2期の平成17年度末までは現行のまま新町に引き継ぐということで、当然、神崎、大河内は現行で保険料が違いますので、平成17年度中に仮に合併があったとしても、料金は同じじゃないですということで、いわゆる不均衡ですよということでございます。このあたりは当然事業計画というものの調整がございまして、こういう形での調整になってございます。</p> <p>そして、第3期の介護保険の事業計画以降につきましては、新しい町におきまして算定し、統一の保険料とさせていただきたいということでございます。</p> <p>そして3点目に、先ほど申し上げました不足の場合の積立金、いわゆる基金と申しておるんですけれども、この取扱いにつきましては、両町でその下の方に表がございましてけれども、一番下の15年度末見込みで神崎町が4,300万円少しございます。一方、大河内が2,460万円少しございますけれども、これを65歳以上1人当たり直しますと両町の間で4,000円ほどの差がございましてけれども、両町間の事務方の調整の中ではこれらは合併時にその全額を持ち寄るといふような調整を出していただいております。</p> <p>また、3の事務事業の現況比較につきましては、その表にございますように、認定審査会、事業計画につきましてはほぼ同じでございます。しかしながら、保険料につきましてはそこに5段階の表で両町の現行の保険料が掲載をなされておりますけれども、こういったものは先ほどの両町にございます事業計画というものを一つの基本にしな</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>がら保険料を策定されておりますので、そういった部分で若干の差異が生じておるといところでございます。</p> <p>以上、介護保険につきましては次回の協議会で協議事項として出したいといところでございます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>何かご質問、ご意見がありましたらお受けをいたしたいと思ます。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、次に移りたいと思ます。</p> <p>次に、提案第13号福祉関係事務事業（その1）保育所関係事務事業の取扱いについて、事務局、説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、提案第13号福祉関係事務事業（その1）ということで保育所関係について提案させていただきたいと思ます。</p> <p>この件につきましても、次回協議会の協議事項としてご提出をさせていただきたいというふうに思ます。特に、福祉関係につきましては、両町に、たくさんの住民の皆様方に関連する項目がございますので、先ほどから出ておりますその1とかその2というものは、今後こういう形で、両町間で調整が終わり幹事会で協議が調いましたらこういう形で出してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、保育所なんですけれども、1枚めくっていただきまして、課題点、問題点といたしまして、まず運営方法といひますか、今現在、神崎、大河内には保育所が1カ所ずつございます。神崎町は社会福祉法人、いわゆる民間で運営をなされております。一方、大河内は大河内町立ということで直営方式でやってございます。そういった差があるということを一とつ念頭に置いていただきたいというふうに思ます。</p> <p>そういった中で、保育所につきましてはの課題、問題点を協議いただいております。</p> <p>一般分の徴収金、いわゆる保育料なんですけれども、これらに係ります基準額につきましては、後ほどつけております、区分が分かれております。神崎町は7階層、大河内は10階層という形に区分分けをなされております。そして、その階層区分分けにつきましても、神崎町は住民税の課税、非課税の2段階に区分をされております。一方、大河内は住民税課税が均等割の額のみと所得割の額のある場合及び非課税という3段階に区分をなされております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>また、所得税課税世帯の中でも各階層の所得税の基準額が異なっておるのが現状でございます。</p> <p>神崎町の保育園の入所者は主に第4階層区分の方が多く、一方大河内の保育所の入所者は第3階層区分の方が多いため、この中に入られる方と、また料金の関係、そういったものも含めて、十分に検討、協議をする必要がございます。</p> <p>保育料の徴収方法につきましても、先ほどの幼稚園と同じようにございまして、神崎町は現金のみという形をとられております。大河内は口座引き落としということを原則としてされておるというところに大きな課題点、問題点があるということでございます。</p> <p>これらの問題を調整いたしました結果が、一般分の徴収金の基準額及び階層区分につきましては、年度途中の合併がありましてもその年度は保育料の変更を行わず、平成18年4月1日に統一するよう調整をしまいるということが1点調整されたところでございます。</p> <p>2点目には、保育料の徴収方法につきましても、現在神崎、大河内でその方法が違いますので、新町発足までに調整をするというところでございます。</p> <p>次のページには、現在ございます神崎町、大河内町の保育所の特に保育料の大きな現況の比較表をつけさせていただいております。</p> <p>別紙の参考資料の方では、国の基準といったものをつけさせていただいておりますけれども、これは両町ともそれぞれの町の条例等によりましてこの保育料というものを定めておりますので、この辺の調整が今後は必要になってまいるというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたらお受けをいたしたいと思っております。</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>ご質問等がないようですので、これで終わりたいと思っております。</p> <p>提案事項が3件提案をされました。事務局から説明がありましたように、次回の合併協議会で協議事項として提案をされますので、よくご検討をお願いをいたしたいと思っております。</p> <p>それでは次に、その他に移りたいと思っております。</p> <p>事務局、お願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>その他ということで、事務局から2点お願いしたいと思っております。</p> <p>まず1点は、ご案内を差し上げております第7回の合併協の日にち</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>なんですけれども、本来は申し合わせ事項によりますと、7月11日の日曜日が大河内で開催される予定でございましたが、ご存じのように参議院議員の選挙がございますので、次の週ということで考えたいですけれども、7月18日も両町とも子供会の球技大会が開催をされます。したがって、7月17日の土曜日に第7回の協議会の日をちを設定させていただきました。お昼1時半から、場所は大河内町の保健福祉センターの方で開催をさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>また、第8回につきましては、従来の申し合わせどおり、大変日が切迫しておりますけれども、7月28日水曜日、本日のこの開場、K-netでお昼から開催をさせていただきたいというふうに思っております。と申しますのは、先ほど提案いたしましたような事務事業の関係のすり合わせが上がってきかけておりますので、少しずつでも処理をしていかないと間に合わないという現状になってまいりますので、こちらの方も頑張りますのでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それと、大河内では6月21日、神崎では明日7月1日からエコスタイルという格好でされますので、各委員様方におかれましてもエコスタイルでひとつご参画をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>事務局からは以上2点でございます。</p> <p>事務局から、今各協議会並びに小委員会の開催の説明がございました。</p>
奥野委員	<p>委員さんの方から何かございませんか。</p> <p>奥野委員、どうぞ。</p> <p>神崎の奥野でございます。</p>
小寺（議長）	<p>次回の提案事項は、これ説明を受けましたんですが、3月2日に合併協議会で一応合併の期日の提案がございました。その後、法律の改正で継続審議になっておるわけでなんです、もうその合併の特例法等も改正がなされておりますので、この期日を早急に提案をされるべく要望したいというふうに思っています。</p> <p>これにつきましては、ちょっと私今日のあいさつでも述べさせていただいたんですが、一応継続審議ということになっておりますということで、合併の期日につきましては、特に両町が合併ということについての一つの住民説明とか、両町の町長さんの考え方の一応尊重ということにさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ということで、神崎町の町長さんについては常に合併に前向きという発言でございましたんですが、大河内町の町長さんにつきましては、合併協議会の中で合併についても検証するというように、この合併協議会が一番初めに始まったときにそういうごあいさつをされておりますということで、合併についての見きわめということについて大河内の町長の方から一つの提案が出ておりますということで、それについて大河内町の町長の方から事務局の方にいろいろな資料を今のところ提出を求められております。</p> <p>というのは、両町が合併をした場合の今後のシミュレーションということになると思うんですが、これにつきましては合併、この協議会が始まる前におきましては平成16年度の三位一体の改革についての交付税等の減要素が入ってないものでのシミュレーションができたわけですが、最終的に現在ではやはり三位一体の改革等も入れたシミュレーションでないと、両町の今後合併した場合の平成17年なら17年度、18年なら18年度以降についての両町のシミュレーションというのが今のところわかりませんということで、それもひっくるめまして、私どもの大河内の町長さんの方からいろいろと事務局の方にただいま資料を求められております。</p> <p>ということで、大河内の町長さんとしては、そういう資料と、それから大河内の議会、また区長会とも相談をした中で合併についての最終的な判断をしたいというような要望が出ておりますということで、それまではできれば合併の期日についてはもう少し待ってほしいという要請が来ております。</p> <p>それからもう一つにつきましては、電算関係でございまして、電算関係につきましても、一応電算の機種を決めましてから、業者がすぐに着工してもらって約14カ月かかるということになっておりますので、それから逆算をするということになりますと、業者に発注をした時点から14カ月後が合併の期日がいいんじゃないかというようなことも想像をされております。</p> <p>合併したら、特に初日から、やはり特に電算関係、住民票関係とか戸籍関係、印鑑証明関係等については、即日その日からやはり運用ができないとだめだというふうな考え方でございますので、こういう点もひっくるめますともう少し合併の期日を決定をするのを待ちたいというように私自身も考えておりますので、大河内町長から出ております合併についての町長の判断を持ってから、この協議会の中で合併期日については決めたいと思ってるのが私の考え方でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
奥野委員	<p>以上でございます。</p> <p>奥野委員、どうぞ。</p> <p>それでは、電算関係のいわゆるシステムの検討、発注とかというものの急ぐんだということを聞いたんですね。それやったら、判断を早くしてもらわんと期日に間に合わんのじゃないかというふうなことを思うんです。</p> <p>それから、合併自体がまだもう一つ判断ができないようになってきた。この今基本的な問題が前へ進まないように思うんで、議長が最初に、開会に言われたようにあらゆる審議、事務事業も少し遅れぎみだということになりますと、やはり基本的にはこの合併の期日をまず決めてもらわんと、これはちょっと前へ行かんというように判断をするんですけど、私の考え方が間違うとったらひとつ訂正していただきたいと思います。</p>
小寺（議長）	<p>私の考え、ちょっと述べさせていただいたんですけども、これにつきましては特に大河内町長の考え方というのがその根底にございますので、大河内町長が今どんなことを考えられておられるか、特にまた合併についての大河内町長の判断の時期というのも影響をいたすと思うんで、それについて大河内町長であります上野副会長の方からご説明いただきとうございます。</p>
上野（副会長）	<p>失礼いたします。当初から、この協議会設置に向けては、もちろん大河内町議会あるいは集落の懇談会の中でも、この法定協議会の参加に当たっては法定協議会の中で合併の是非も検証したい、そういうふうに申し上げてまいりました。それから、足立町長さんにもそういうふうに申し上げてきて、法定協議会の設置に至ったというふうに思います。</p> <p>それで、事務局の方から新町建設計画の成案が9月にできて、10月に集落の懇談会に説明に参ると、そういうふうに言われておりましたので、最終的に私はその新町建設計画を持って住民に対して合併の是非を明らかにする。そういう予定であったわけですけども、先ほども出ておりましたように電算の構築が14カ月かかるということと、それから費用が6億円から7億円かかるということですので、それだけの契約といいますか、債務をやるに当たってはやはり合併の是非が明らかになっていなければなかなか大変であろうということで、そういうものを考えますと14カ月、11月1日から14カ月を逆算しますとこの6月、7月ということになってこようかと思っておりますので、それで最初の予定の10月の集落懇談会を待ってではちょっと難しいな</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 奥野委員</p>	<p>ということがありますので、その新町建設計画ほどの詳しい内容には ならなくても、最低その判断をできるだけ材料、三位一体改革の財 政シミュレーションあるいは今事務事業の突き合わせができておりま すから、その今の客観的な両町の基礎的なデータというものが、そ ういうものの整理をもって、議会との協議あるいは区長会、各種団体 との協議を経て、早急にその判断をしたい。そういう手続で今進めて いるところですので、できるだけ早い判断が求められていることは十 分承知いたしておりますので、そういうことで進んでおりますんで。 奥野委員、どうぞ。 それでは、三位一体改革に新しい財政シミュレーションの結果待ち というふうに受け取ってよろしいんでしょうか。また、それは事務局 の方でいつごろにできるのかということもひとつ伺いたいと思いま す。</p>
<p>小寺（議長） 上野（副会長）</p>	<p>上野副会長。 今お願いをしておるのが、最初にまず財政関係ということで、神 崎、大河内の14年、15年度決算状況に基づくもの。これはすぐに出 てきますんですけども、それから神崎、大河内のそれぞれ単独のシ ミュレーション、三位一体改革を含めた16年間の主要施策の反映を 含めたものですね。というのは、県の指導も一本算定の行われる16 年間のいわゆる財政運営健全化というふうなことを言われております ので、まずそれを求めています。 それからあと、特別会計、企業会計のいわゆる15年度末あるいは 16年度末見込みの基金の積み立てあるいは借金、起債の状況、それ から今後16年間に想定できる施設の維持管理あるいは改善の必要な いわゆる事業費の大きなもの、細かいものは出ないと思いますが。 それから3点目に、神崎、大河内における未解決事項の処理問題。 それから4点目に、神崎、大河内、非常にたくさんの観光施設を持 っておりますので、その設置状況及び運営状況。 それから5点目に、神崎、大河内の主な団体の今の活動といいますが、 運営状況のその資料を求めておりまして、今事務局に聞いておりま すのは、ほとんどできておりまして、あと、財政シミュレーション ですね、16年間、これだけがもう少しということ聞いております んで、今の予定では7月2日に議会で一度、うちの議会で議論して、 5日の日に区長会の方も持つ予定をいたしております。 以上です。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>足立会長。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>そのことは別にいたしまして、今回のいわゆる継続協議となっております。合併の期日につきましては、これまで議論していただきましたように、法律が施行されていないという状況の中で継続協議になっておるわけでありますから、少なくとも今副会長のお話しの理由はないということに思います。</p> <p>そこで、これはやっぱり議長において委員の皆さん方にお諮りをさせていただいて、そういう状況ということをやはり理解していただく必要があるんじゃないかと。私は、継続協議になってる理由が異なりますんで、その辺ひとつお諮りをさせていただいておけばいいんじゃないかなというふうに思います。</p>
小寺（議長）	<p>会長のお話しになるとそういうことになるんですが、これにつきましてはちょうど私も小委員会の第1委員に属しておるんですけども、その中で特に電算関係のコンサルというんか、業者、機種を決めるとい協議の中で決めてから14カ月ということで、そうなった場合に合併の初日から電算が動かないとだめだというような話がありました。私が質問したんですけども。</p> <p>そうした場合に、逆戻りということもありまして、継続審議のものを実際に日にちは決めたということにしますと、電算の関係がもし遅れた場合に、どうしても14カ月はかかるということですので、それですと逆算をしますと一たん決めた日付が電算によってまた変更ということもあり得るといように私自身もお聞きをいたしておりますので、そうした場合のことも考えまして、事務方については当然11月1日を目標ということで事務を進めていただいておりますし、当然継続審議にしたときの決定事項ということにもなっております。事務については11月1日を目標に進めていただくということになっておりますので。</p> <p>合併の期日の決定につきましては、私自身の考え方としましては、もう少し最終決定までは余裕をいただきたいと思っておりますので、ひとつ委員の皆様方のご理解をよろしくをお願いをいたしたいと思いません。</p>
立石委員	<p>立石委員。</p> <p>今、期日の話が出てますけど、私は奥野委員さんと全く同じ考え方でございますので、この期日をそもそも11月という目標に置いたのは、最終リミットから逆算して行って、いろんな事務仕事を片づけていくためにはこれが限度やろうというのが大体11月という話が出た一つの根拠ですね。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>上野（副会長）</p>	<p>それともう一つは、当時2月でしたかね、の時点ではいわゆる3関連法案がまだ通ってないということが一つの理由やったわけですね。それは6月19日ですか、それは可決しましたから法律が厳然と成立したわけなんですね。だから、その一つの条件がクリアされた。</p> <p>もう一つは、やっぱり逆算して、自治省になるんですか、そこらの手続、それから県知事への申請、県会のご承認、これらをスケジュール的に見たらこれ以上先には延ばされんというのが来年の11月1日なんです。そういうふうに理解しとるんですね。</p> <p>それともう一つ忘れてはいかんの、合併の期日というのは合併協議会の基本5項目の重要な部分なんです。そのことが決まらんことには、基本的なことが決まったとはわしは言い切れんと思うよ。</p> <p>そういう意味では、そんなにこだわらんでも、ばしっと期日を決めて、すべての事業、例えば上野町長は上野町長の思いの中で住民説明会してんなら、あるいは議会にもっと理解を求めるんなら、ピッチを早めてどンドンどンドンやるべきやないですかね。だから、基本5項目の一項目である合併の期日ぐらひは、もう問題が一つ完全にクリアされて法的には何にも問題ないんですから、これはやるべきやと。それをふにゃふにゃふにゃふにゃしては、何かこれ期限待ちの引き延ばし作戦かいみたいな話になってしまいますな。</p> <p>それと、昨日の新聞でしたか今日の新聞でしたか、朝来町が今度市になりますね。あれも実は17年度の3月31日が合併の期日やと言いながら1日遅らせて17年4月1日が期日やと、こういうふうに変更しておるわけですよ。その中身については皆さんご存じだと思うんですね。これは交付金の優遇措置、ちょっとでも有利に受けようという思いがあってそういうことをやった。</p> <p>だから、そんな際どいところでも変更というのはやっぱりあり得るわけなんですね。だから、非常に基本的な事項をふにゃふにゃふにゃふにゃ延ばすというのはおかしい。わしも、奥野委員さんと同じように、早いこと議題に上げて決定しなさい、これが我々の責任やぞという姿を見せなあかんと。これ、答えも何にも要りません。何かご意見、要望がないかということやから、そういう要望してるんです。</p> <p>どうぞ、上野副会長。</p> <p>先日、町長会議、立石第1小委員長も同席のときに、いわゆる継続審議の理由からいえば延期ということの理由にはならないんですけれどもということで、要望として私は足立町長さんにもお願いをしたというふうに思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	<p>といたしますのは、いわゆる説明をするときの住民感情といたしますが、そういう意味からおいて少し延ばしていただけないか。というのは、先ほども言いましたように、当初いわゆる新町建設計画が出てというふうに思ってたわけですが、そのときは電算の構築に14カ月かかるということは最初はなかったですね。つい最近に電算の14カ月ということが出ましたので、もちろん後で期日を決めといて変更ということも当然可能なわけですが、今住民合意といたしますか、住民説明をやるためにその期日を少し決定を遅らせていただけないか、そういうふうをお願いをしたというふうに思っております。</p> <p>今お話がございまして、町長あるいはまたトップで議論をしたんでありますけども、この件につきましては、合併の期日の問題につきましては議長預かりになっておるわけでありまして、議長預かりになったその理由が、法律の施行ができてない、あるいは国会で議決されないという理由によって議長預かりになったという経緯から、私は議長からその旨を皆さん方にご説明をして合意を得て、そして上野町長がおっしゃった理由もわからないことはございません。</p> <p>非常に重要な決定ということでもございますので、また上野町長独自のスタンスもあるわけでありまして、これはやはりこの合併をなくするという方向じゃございませんので、積極的に進めていく、やはり合意を得ていくという姿勢の中で今おっしゃいましたこの合併期日の先行決定によって、住民説明が非常にやりにくいと、そういうことになるとおっしゃっておりますから、これはそうであれば、それはそれについてやはり理解を示すということも必要ではないかという判断はしておるわけでありまして、しかし繰り返しになりますけども、議長預かりになった問題と今回の今のお話とは異なる話でございますから、これは議長さんからしっかりと委員の皆さん方に上野町長のお話のご了解を得て、ご理解を得て、例えば次の協議会に提案することができるなら、また出していただくとか、そういう手法をとっていただきたいな、このように思って私が申し上げた次第であります。</p> <p>幸いにいたしまして、今シミュレーションといたしましうか、上野町長さんが住民説明の前にもう政治決断をする事態に来ているというような認識をお示しをされたと思いますので、事務局もその方策を積極的に進めておりまして、近く提案ができるというふうに思います。</p> <p>もちろん、その財政計画そのものにつきましては大変厳しいという状況がございます。他の合併協等々見ますと、財政調整基金なんかをかなりたくさん持っておりますので、そのために、少々の財政シミュレ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ーションが狂っておったとしても、それは合併に大きな影響はない、むしろ合併することによってメリットが大きくなるというようなことが客観的に出てきておりますので、そうじっくり思案する必要はないのではないかという思いもあるでしょう。</p> <p>ただ、この間、上野町長が小委員会でお話しされたこともあるんでありますけども、例えば佐用町が財政調整基金をこの厳しい時期に3億円積み立てたというお話がございました。財政状況と、それから投資の状況を佐用町について調査をしてみますと、確かに下水道事業とか水道事業については整備は終わっております。しかしながら、道路の整備率は神崎、大河内町の整備率に比べて半分以下でございます。そういう道路改良等をまだ要しなければならない経費として、当然ながら財政調整積立金等を財源を留保して合併しなければならない客観的状況等にあるわけでありまして、そういった状況とやはり財調との問題を考えながら、要は財務処方的なものを作成をした、する状況の中で比較しながら考えていくべきではないか。ただ単に、財政調整基金が多いから、それは是とするということではなくて、そのためにはそれはなぜ残ったかといいますと、今申し上げましたように、当然やらなければならない道路改良あるいは道路の舗装、整備がないということで、当然合併後にできるだけ早い機会にやらなくてはならないということでございますから、多分そういう積立金をされたとしても、当然すぐにそのことは事業費が出てくるんであろうという、私はそういう判断をしましたので、すべてそういう状況の中で比較検討をすべきであろうと、このように思います。</p> <p>ただ、神崎町のことを申し上げて申しわけないんでありますけども、財調が1億円から1億2,000万円しかないわけでありまして、大河内町にとりましてもそうたくさん今の状況ではあるように聞いてはおりませんけれども、しかしそのもとになる財政力が大河内町が80%、神崎町は30%という状況にあるということは十分承知をいたして、両町ともに承知をしていただきながら、しかしそれが合併によってやはりメリットをどうして生み出していくんだということから、両町の協議会において合併の協議会の設置がなされたら、私はそのように記憶をさせていただいておるわけでございますので、その辺ひとつできるだけ早期にこの合併の期日の決定をしていただくべく協議を再開をお願いしておきたい、このように議長さんをお願いいたします。</p> <p>今会長さんからも話がありましたように、特に合併の期日につきま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>しては、今2人の委員さんからもご発言がございましたということも ございますので、できるだけ早期に期日の案を出させていただいて、 決定をいたしたいと思っております。</p> <p>私の考えですと、できれば来月中には期日の議案が、再度提出をさ せていただいて決定ができるのではないかとこのように思っておりま す。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、今日は特に朝の8時30分から、早朝よりどうもご苦勞 さんでございました。時間も11時30分ということで、約3時間に わたりましていろいろとご討議をいただきまして、まことにありがと うございました。</p> <p>次回は7月17日の土曜日13時30分、大河内町の保健福祉セン ターで第7回の合併協議会を開催をいたしたいと思っておりますので、その ときにはひとつよろしくお願いいいたします。</p> <p>本日はどうもご苦勞さんでございました。</p>